

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月19日

【事業年度】 第90期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 リオン株式会社

【英訳名】 RION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 清 恆

【本店の所在の場所】 東京都国分寺市東元町3丁目20番41号

【電話番号】 (042)359 — 7099

【事務連絡者氏名】 管理支援本部経理部長 山 内 和 臣

【最寄りの連絡場所】 東京都国分寺市東元町3丁目20番41号

【電話番号】 (042)359 — 7099

【事務連絡者氏名】 管理支援本部経理部長 山 内 和 臣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月24日に提出いたしました第90期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（訂正前）

(1) ～ (2) <省略>

(3) 業界に対する法的規制が実施されていることについて

当社グループが製造販売している製品の中には、薬事法の規制を受ける製品と計量法の規制を受ける製品があります。

薬事法の規制を受ける製品には、補聴器、オーディオメータ等の医療機器があります。これらの製品は、安全性と有効性を確保する観点から、その製造販売を行うためには厚生労働省の医療機器製造販売業としての許可と製品ごとの認証もしくは承認を必要とし、事業所、営業所に関する規程、性能に関する規程、責任技術者の設置、広告等の面において同法に基づく規制が実施されております。

計量法の規制を受ける製品には、騒音計と振動レベル計があります。これらの特定計量器は、正確な精度で測定できることを保証する観点から、その製造を行うためには経済産業省への特定計量器製造事業者の届出が必要であります。また、特定計量器は検定の対象となるため、その前提条件として型式承認を必要とし、同法に基づく規制が実施されております。自動車の車検に用いられる音量計は道路運送車両法に定める基準に適合する必要があります。

今後、これらの規制が変更された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ～ (7) <省略>

（訂正後）

(1) ～ (2) <省略>

(3) 業界に対する法的規制が実施されていることについて

当社グループが製造販売している製品の中には、薬事法の規制を受ける製品と計量法の規制を受ける製品があります。

薬事法の規制を受ける製品には、補聴器、オーディオメータ等の医療機器があり、その製造販売のために医療機器製造販売業の許可と製品ごとの承認又は認証を取得しております。当社は、薬事法施行時に当該業（旧医療用具製造業）の認可を取得して以来、5年ごとの更新審査を経て現在に至るまで業許可を維持しており、その継続に支障を来す要因は発生しておりません。

なお、薬事法に基づく法令違反等の行為に対しては当該業許可の停止又は取消しの行政処分が課せられる場合があります、当社グループの業績及び事業活動の継続に重大な支障を及ぼす可能性があります。
認可の内容については、下記のとおりであります。

- ・許認可等の名称 第二種医療機器製造販売業
- ・所管官庁 東京都
- ・有効期限 平成27年3月30日(5年ごとに更新)
- ・法令違反の要件及び主な許認可取り消し事由

薬事法第75条に規定される薬事法等の違反、及び許可基準の未達

計量法の規制を受ける製品には、騒音計と振動レベル計があります。これらの特定計量器は、正確な精度で測定できることを保証する観点から、その製造を行うためには経済産業省への特定計量器製造事業者の届出が必要であります。また、特定計量器は検定の対象となるため、その前提条件として型式承認を必要とし、同法に基づく規制が実施されております。自動車の車検に用いられる音量計は道路運送車両法に定める基準に適合する必要があります。

今後、これらの規制が変更された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ~ (7) <省略>

(8) 大株主である財団法人小林理学研究所との関係について

当社の筆頭株主である当該財団につきましては、旧来より当社の設立母体として、また当社事業に関連の深い音響物理学を中心とする基礎研究分野にかかる共同研究先として継続的に複数の研究委託を行っており、当社設立以来の長きに亘り友好的な関係を続けております。当社の社外取締役である山下充康は当該財団の理事長であるとともに、当社の代表取締役の井上清恆が当該財団の理事会における理事に就任し、相互の事業・研究におけるシナジー効果の追求を図っております。

しかしながら、将来において当該財団の運営状況等の変化によって当社株式の保有にかかる方針が変更された場合には、当社の経営環境に何らかの影響が及ぶ可能性があります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

当連結会計年度におきましては5億7,057万円の設備投資等(有形固定資産及び無形固定資産)を行いました。主なものは、当社の本社(国分寺市)正門前の土地(540.48㎡ 1億7,937万円)の取得であります。その他は通常設備更新等によるものであります。

セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

<省略>

(訂正後)

当連結会計年度におきましては5億7,057万円の設備投資等(有形固定資産及び無形固定資産)を行いました。主なものは、当社の本社(国分寺市)正門前の土地(540.48㎡ 1億7,937万円)の取得であります。これは、当社事業の宣伝活動等を目的とした施設の建設用地として利用することを予定しております。その他は通常設備更新等によるものであります。

セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

<省略>

⑨ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりであります。

(イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及びその対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,490	80,490	＝	＝	＝	4
監査役 (社外監査役を除く。)	16,200	16,200	＝	＝	＝	1
社外役員	14,940	14,940	＝	＝	＝	3

(ロ) ～ (ハ) <省略>

(二) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとし、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の区分はしておりません。取締役（社外取締役を除く）の基本報酬の算定方法は、前年度の会社業績と本人の職務執行状況に連動しております。社外取締役及び監査役の基本報酬は、会社業績や本人の職務執行状況に関わりなく固定しております。

なお、取締役の報酬の限度額は、平成10年6月26日開催の第77期定時株主総会において年額2億5,000万円、また監査役の報酬の限度額は、平成4年6月19日開催の第71期定時株主総会において年額3,000万円と決議されております。

⑩ <省略>

(2) <省略>